

(仮称)横浜市市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例【骨子案】

項 目	概 要
目的	○市長をはじめ職員等の間におけるハラスメントの防止及び問題への適切な対応について必要な事項を定めること ○職位及び職責に関わらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、それぞれが能力を発揮できる良好で安全な勤務環境を確立すること
定義 ＜適用範囲＞	市長等：市長・副市長・教育長
	職員： 一般職（会計年度任用職員、臨時的任用職員、企業局職員、教職員等を含む） 特別職（公営企業管理者、教育委員、選挙管理委員、人事委員及び監査委員(議員除く)）
	職員等：市長等及び職員
	管理監督者：局長、部長、課長、係長(専任職、キャリアスタッフを除く)、 公営企業管理者その他これらに準ずる者
	ハラスメント：パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント
ハラスメントの禁止	○市長等及び職員は、ハラスメントを行ってはならないこと ○市長等及び職員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つけ人権を侵害することを理解し、かつ、相互に尊重し合うことを通じてハラスメントの防止に努めなければならないこと
責務 ＜組織全体で防止に取り組む＞	(1) 市長等の責務 ○研修の受講等を通じて、常に自己研鑽に励み、ハラスメントに関する理解を深めること ○自らの言動がハラスメントに該当することがないよう常に配慮すること
	(2) 市長の責務 ○ハラスメントに関する職員等の知識の向上及びハラスメントの防止に関する職員等の意識の啓発を図ること ○ハラスメントに関する相談、調査、審議等を行うための体制を整備すること
	(3) 副市長の責務 市長の言動がハラスメントに該当するおそれがあるときは、当該言動を改善するよう求めること
	(4) 管理監督者の責務 良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、ハラスメント相談等がなされたときは、当該ハラスメント相談等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対応すること
	(5) 職員の責務 指針（※１）の趣旨を十分に理解して行動すること

※１ 指針

ハラスメントの防止及び発生時の対応について、市職員が共通して理解し、適切に行動するための基本的な考え方や手順を示したもの

※２ 総括コンプライアンス責任者

本市における法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営を総合的かつ継続的に推進するために、副市長のうちから市長が指定するもの

項 目	概 要
庁内横断的な推進機関	ハラスメント対策推進会議（仮称）【庁内会議】 外部有識者を顧問等として、庁内の職員によるハラスメント施策の実施状況の継続的な点検及び評価を行うこと
相談窓口 ＜相談体制＞	(1) 市長等の事案 公平性及び中立性を確保 専用外部相談窓口（新設・弁護士による窓口）
	(2) 職員の事案 既存の相談体制を条例上位置づけ、多様な相談ニーズに対応 ①外部相談窓口（既設） ②区局相談窓口（区局人事担当課・ハラスメント相談員等） ③相談対応統括窓口(行財政局人事課)
相談等への対応 ＜適切な問題解決＞	(1) 市長等の事案 横浜市ハラスメント調査委員会（仮称）（附属機関）に全件諮問
	(2) 職員の事案 ○原則として、区局人事担当課にて事実確認・調査・ハラスメント認定の有無を判断（必要に応じて弁護士相談） ○そのうち、経営責任職の事案等については、ハラスメント庁内調査委員会（仮称）（庁内会議）にて対応を検討
調査等の実施機関 ＜調査機関＞	(1) 市長等の事案 横浜市ハラスメント調査委員会（仮称）【附属機関】 ○構成：最大で外部有識者６名の委員、基本は３名の委員で運用 ○有識者の委員による調査・審議・答申
	(2) 職員の事案 ハラスメント庁内調査委員会（仮称）【庁内会議】 ○庁内の職員による調査・対応検討 ○必要に応じて有識者（弁護士）に意見聴取
調査への協力	ハラスメント相談等に係る調査への協力を求められた場合には、当該調査に協力すること
対応措置	市長等及び特別職：当該ハラスメントの事実の公表
研修等	市長は、ハラスメントを防止するため、職員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じること
プライバシーの保護、秘密の保持、不利益取扱いの禁止 ＜安心して相談できる環境の確保＞	○プライバシーの保護：ハラスメント相談等を行った職員等、調査に協力した職員等その他関係する職員等のプライバシーの保護に十分配慮すること ○秘密の保持：職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこと ○不利益取扱いの禁止：職員等は、ハラスメント相談等を行ったこと、調査に協力したことその他ハラスメントに対する対応を理由として、不利益な取扱いを受けることはないこと
職務の委任	○市長の権限に属する事務のうち、市長の言動に係る相談等に係る対応については、総括コンプライアンス責任者（※２）が行うこと ○上記の場合、総括コンプライアンス責任者が当該ハラスメント対応を行うことが適当でないと認められたときは、市長代理順序規則に定める順位の最上位にある副市長が行うこと